金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教習機関（兵労基衛第 27 号）登録有効期間　令和 11 年 3 月 14 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

金属アーク溶接等作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」（12 時間）を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」を選任しなければならないとされていましたが、この度、法令改正により、同作業に限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習（6 時間）が新設され、同講習を修了した者のうちから「金属アーク溶接等作業主任者」を選任できることとなりました。　ついては、標記講習を下記により開催しますので、資格者の充足を図っていただきますようご案内します。

年間予定

:講習日は、3 か月前に決まり次第〇の月に記載いたします

★第 4 回 12 月 3 日(水) 8 時 50 分～17 時 50 分

講習日程	12 月	3 月
学科 8:50 分～17:50	3 日(水)	〇
講習会場	㈱神戸製鋼所神戸線条工場コミュニティーセンター	

講習会場案内

講習会場**※講習日程により、学科会場は**異なります**のでご確認ください**

㈱神戸製鋼所神戸線条工場コミュニティーセンター

神戸市灘区浜田町 4-1
JR「六甲道駅」より南へ徒歩約 15 分
阪神「新在家駅」より南へ徒歩 7 分

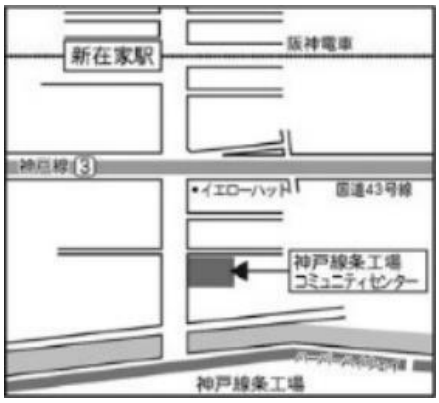

神戸東労働基準協会

神戸市中央区八幡通 3-2-5
ＩＮ東洋ビル 6 階
各線「三宮駅」下車
南へ徒歩約 8 分

講習会場には公共交通機関でお越し下さい（自転車、単車、自動車等の駐車場所はありません）

受講資格と料金請求書等は web 予約システムマイページよりダウンロードください

12,870 円/名（ 受講料 11,000 円 ＋ テキスト代 1,870 円）

・料金は、申込日から 15～20 日以内をメドに 下記口座へ振込願います。振込手数料はご負担下さい。
　ただし、締切日直前の申込の場合は、講習 5 日前までに振込願います。

振込口座 みなと銀行 三宮支店 普通口座 1756989　シャ）兵庫労働基準連合会神戸東事務所

定員　20 名

受付終了日：講習日の 7 日前　ただし、定員になり次第締切ります。

申込方法及び注意事項

- 受講申込は、神戸東労働基準協会 HP から、兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システムへお進みください
  注）予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい
- 修了証発行のため、受講者の顔写真を貼付下さい⇒写真データ(ファイル形式 jpg)
  申請前 6 か月以内、上三分身正面脱帽、無背景、鮮明なカラー写真
  修了証に使用しますので、証明写真に準じるものをアップロードください（満面の笑顔や顔が斜めになっているものは不可）
- 納入された受講料は、返金いたしませんが、受講者の変更は可能です。受講日の 5 日前までに申出下さい。
- 受講日に欠席、遅刻、早退された方等は、講習時間不足につき、修了試験は受けられません。
- ご提出の個人情報は、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

受講時準備品

受講票、筆記用具（鉛筆、消ゴム）、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、在留カード等）、印鑑、昼食等

講習カリキュラム

時間	科目	講習時間
8:30- 8:50	受付	
8:50-9:00	オリエンテーション	
9:00-10:10	健康障害と予防措置(10 分休憩含む)	1 時間
10:10-12:20	作業環境の改善(10 分休憩含む)	2 時間
12:20-13:10	昼食休憩	
13:10-15:30	保護具(10 分×2 休憩含む)	2 時間
15:30-16:30	関係法令	1 時間
16:30-16:40	休憩	
16:40-17:50	ガイダンス、修了試験	1 時間

申込はこちら

労働安全衛生規則の改正により、令和４年４月１日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになりました

Web 受付申込　旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

①氏名の入力　　Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が　神戸 太郎　で、旧姓を使用した名前が　兵庫 太郎　の場合の記載例：神戸 太郎（兵庫 太郎

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可)、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。

原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません